

|||||

スピード競技開催規定

細則：ツイントライアル競技開催要項

|||||

1999年7月28日制定	2005年1月1日施行
1999年10月1日施行	2007年8月1日改定
2002年7月31日改定	2008年1月1日施行
2003年1月1日施行	2017年6月1日改正
2004年8月3日改定	2017年7月1日施行

|||||

スピード競技開催規定に従い、J A F 公認コースで実施されるツイントライアルの開催に関し、以下の通り定める。

1. 種目 : ツイントライアル
2台の競技車両が2つの走路（等距離）を同時に走行して実施されるタイムトライアル。
2. 開催場所 : J A F 公認コース
3. 参加車両 : J A F 国内競技車両規則第3編スピード車両規定に合致した車両で気筒容積別にクラス分けを行う。
オープンカーには4点式以上のロールバーが必要（未舗装路で行う場合、SC・D車両のオープンカーは参加できない）。
4. 競技会組織 : 自動車競技の組織に関する規定に準拠。
 - 1) 開催資格 : 公認・加盟クラブまたは公認・加盟団体
 - 2) 競技会格式 : 地方競技以上
5. 競技形態 :
 - 1) コース設定
 - (1) 独立した2つの走路は等距離に設定する。これらの走路は、立体交差等により1つのコースとして連結して設定するか、あるいは同じレイアウトの走路を2つ設定する。
 - (2) 未舗装路で行う場合にはコース保守のため、スタート、フィニッシュ付近およびタイトコーナーを一部舗装路とすることが望ましい。

- 2) スタート方法
スタートはそれぞれ独立した走路に設定された所定の位置より、
1つのスタート合図によって競技が開始される。
- 3) 順位決定
 - (1) タイムトライアル方式：
走行回数および順位決定方法を特別規則書に明記すること。
 - (2) トーナメント方式：
予選を設ける場合は、その方法を特別規則書に明記すること。
6. 信号合図：国際モータースポーツ競技規則付則H項に従う。
7. その他：
 - 1) 競技に関する詳細規定は特別規則に定める。
 - 2) 参加者に対し、コース設定ならびに国際モータースポーツ競技規則付則H項・L項の周知徹底を図るため資料を作成し、ブリーフィングを行うとともに、十分な慣熟走行（歩行）を行うこと。
8. 施行：2017年7月1日